

規制支援に直結する原子力規制委員会 からの受託事業の進め方について －中立性・透明性の確保について－

令和 6 年 12 月
原子力安全・防災研究所
安全研究センター
原子力緊急時支援・研修センター

1

1. はじめに (1/2)

原子力安全・防災研究所（以下「当研究所」といいます。）では、原子力施設を用いた安全研究を通じて安全規制行政の技術的支援を行うとともに、事業者とは独立した視点から技術的判断ができる専門家の育成や研究基盤の維持を図っています。

中長期目標においては、当該業務を実施するためには、実効性、中立性及び透明性を確保することが必要とされています。

一方、原子力機構は安全規制を受ける原子力事業者であり、利益相反の視点からは、安全研究を始めとする規制支援活動の実施及び専門家の育成は、原子力の推進活動から適切に独立していることが求められます。

しかし、当研究所は原子力機構の一組織であり、人事や予算の権限は原子力機構が有していることから、いわゆる独立した組織ではありません。

2

1. はじめに (2/2)

また、当研究所が、原子力安全規制行政に対する技術的支援業務を実施する際、特殊な装置の運転を必要とする場合や研究所内の専門家が少ない場合等、研究所内の研究者・技術者だけでは業務を十分に遂行できないこともあります。このような場合には、実効的かつ効率的な観点から、当研究所以外の組織に属する研究者・技術者の協力を得て、これらの業務を実施することが必要です。

本資料は、原子力安全規制行政に対する技術的支援及びそのための安全研究に関する業務の中立性・透明性を確保し、実効的かつ効率的に業務を遂行するために、原子力規制委員会からの受託事業の進め方（ルール）を説明したものです。

なお、原子力機構における共同研究契約に関して、費用分担の原則が変更になり、相応で適切な額の金銭であれば、提供・収受が必要とされるようになりました。当研究所で実施する共同研究もこれに従います。



3

2. 規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について

本項では、規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の入札等の際に求められる利益相反に係わる要求事項を満たすことを前提とした上で、当該受託事業を実施するに当たっての考え方について記します。

なお、本資料にまとめた基本的考え方に基づく業務の実施状況については、当該年度の規制支援審議会において確認を受けるとともに、審議会で受けた意見を尊重して後年度の業務に反映することとしています。

【規制支援審議会とは】

- ◆ 原子力安全・防災研究所が実施する規制支援活動が十分な中立性と透明性を確保しているかについて、その方策の妥当性や実施状況を基に審議します。
- ◆ 原子力規制庁からの推薦者を含む安全研究、核不拡散・核セキュリティ、原子力防災又はコンプライアンスの分野に精通する外部専門家で構成されています。

4

＜定義＞

本資料で用いる主な用語の定義は、以下のとおりです。

原子力事業者等

原子力に係る加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行い、又は発電用原子炉を設置する者（独立行政法人、大学、公益社団法人及び公益財団法人を除く。）を「原子力事業者」といい、原子力事業者並びに、その子会社及び団体（電気事業連合会、一般財団法人電力中央研究所及び一般社団法人日本原子力産業協会をいう。）を「原子力事業者等」といいます。

再委託

受託者が直接実施することができないものや適当でないものについて、他の事業者を外注する請負契約と異なり、受託者が当該事業の一部を他者に委任して行わせるものを再委託といいます。

原子炉設備メーカー

原子力事業者と経済的に強いつながりが認められる原子炉設備メーカー（東芝エネルギーシステムズ、日立GEニュークリア・エナジー及び三菱重工業）をいいます。

5

2.(1) 原子力機構以外の原子力事業者等との関係

原子力事業者等から独立した運営体制を確保するため、原則、以下のとおりとします。なお、ここで定義する原子力事業者等とは、前ページで一般的に定義される者のうち、受託事業の対象となる施設等の許可等を受けた者を指します。

- ①原子力事業者等からの受託事業や研究資金を受けない。
- ②原子力事業者等との共同研究の実施に当たって、金銭の提供・収受は可能であるが、相応の分担のために必要かつ適切な場合に限る。
- ③原子力事業者等に対して許認可対象となる設備を製作し提供しない。
- ④当該受託事業の対象となる原子力事業者等からの出向者を受託事業に従事させない。
- ⑤当該受託事業に求められる期間において、再委託先の従事者が当該受託事業と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業や契約業務に従事する場合には、当該再委託先の従事者を原子力規制委員会からの受託事業に従事させない。

6

2.(2) 原子力機構内における協力と規制対象施設の利用

原則、当研究所に本務又は兼務する職員等（職員の下で受託事業に従事する派遣労働者を含む。）を受託事業に従事させることにします。

原子力機構内であっても、以下の者は従事できません。

- ① 当該受託事業と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業や契約業務に携わる職員等
- ② 当該受託事業が対象としている被規制施設の管理に携わる職員等

※言い換えれば、当該受託事業と利益相反が生じる業務に携わっておらず、かつ原子力機構内において受託事業が対象としている規制対象施設の管理にも携わっていない当研究所の兼務者及びその配下にある派遣労働者は携わることが可能ということです。

受託事業に関して規制対象施設を利用する場合には、受託業務の従事者が業務の実施に係る条件等を提示した上で、当該施設の管理組織が原子力機構の規定に基づき運転等を行います。



7

2.(3) 例外的措置

2.(1)及び2.(2)の内容に対する例外的措置として、原子力事業者等を受託事業に関与させなければ、当該業務を遂行できない場合や著しい支障を来す場合等、やむを得ない理由が認められる場合には、規制支援審議会に諮り、その理由の適切性に関して受けた意見を尊重した上で、原子力事業者等に関与させることとなります。既に規制支援審議会でも適切と評価された同様の理由により原子力事業者等に関与させる場合は、この限りではありません（改めて規制支援審議会でも意見を求めることは不要です）。

なお、原子力事業者等からの受託事業についても、安全研究として実施価値が高く、原子力規制委員会からの受託事業と関連性がないと考えられる場合には、個別に審議会に諮るものとします。

8

3. 透明性の確保について

受託報告書の公開や論文の投稿等に加え、データの取得方法や結論に至った過程がトレースできるようにしておくことによって、透明性を確保してください。

4. その他

受託事業を遂行するに当たって、当研究所の人的資源、効率的・効果的な業務遂行の観点から、原子力事業者等又は原子炉設備メーカーとの共同研究を実施すべき明確な理由が認められる場合に限って、次項の考え方に基づき原子力事業者等又は原子炉設備メーカーとの共同研究を実施することができます。

中立性・透明性を害しないことについての確認を行った事例は、参考資料を参照ください。



9

5. 原子力事業者等又は原子炉設備メーカーとの共同研究について (1/2)

原子力施設の安全研究において、原子力事業者等と共同での研究が必要な理由として、次のような点が挙げられます。

- ◆ 燃料・構造物など実機の機器・材料を使った研究が不可欠
- ◆ 実機の設計、製造、運転、トラブルなどに関する詳細な情報が不可欠

こうした研究を効果的・効率的に実施するためには、原子力事業者等又は原子炉設備メーカーの技術等を活かす共同研究が重要です。

ただし、これが社会に受け入れられるためには、研究の結果得られた成果を、当研究所が原子力事業者等又は原子炉設備メーカーに妨げられることなく（機密情報を除き）公開し、自由に独立して評価できる実施方法を確立する必要があります。



10

5.原子力事業者等又は原子炉設備メーカーとの共同研究について (2/2)

このためには、原子力事業者等又は原子炉設備メーカーと対等な立場で研究を実施し（①中立性の確保）、その実施方法・成果を公開して社会が判断できるようにすること（②透明性の確保）が必要です。

①中立性を確保する方法

- 組織的独立性の確保
- 契約の対等性の確保（共同研究）
- 成果の共有と評価の自由の確保

②透明性を確保する方法

- 契約内容、実施プロセス・体制、成果の公開

上記の方法による共同研究の実施に当たっては、原子力事業者等又は原子炉設備メーカーの研究者を受け入れることも認められます。

共同研究契約は、原子力機構の規程に沿って締結することになります。



参考資料

事例紹介
Q&A

事例紹介（審議会で認められたもの）

➤ 事業者等との共同研究

- ✓ 燃料製造メーカーとの共同研究を実施しています。これは、事業遂行に不可欠な実機燃料を用いた試験研究を実施するものです。相手方とは対等な立場で実施しており、得られた試験結果の評価や研究成果の公開はこれまで妨げられることなく実施しています。

➤ 事業者から業務を受託している機関への再委託

- ✓ 再委託先従事者には、原子力事業者等からの業務に携わっている者はいるものの、本再委託と利益相反が生じる内容ではない場合です（携わっている業務は、「事業所サイト内の放射線管理や周辺の環境放射線モニタリング」）。

➤ 再委託先との契約の際の要件について

- ✓ 当該再委託が、原子力規制委員会からの委託によるものであることを明記した上で契約し、再委託業務に関わる原子力事業者等からの受託業務等に従事している者は、履行体制に含めないようにしています。

13

Q & A 1

- 本務者は、兼務している先でも事業者等からの受託業務に従事しないという意味を含むのでしょうか。
 - ✓ 兼務先の受託業務が、本務での受託業務と同じ研究対象の技術課題である場合には、兼務先の受託業務には従事できません。
- 研究所外の職員の従事について、兼務をかけなくとも、宣誓書等により認めることはできないか。
 - ✓ 現状では、兼務発令を基本とします。宣誓書等の取り扱いについては、今後検討します。
- 大手ゼネコンや関連会社は含まれるのか。
 - ✓ 原子力事業者等の定義には含まれないとしています。
- 事業者等からの出向者を従事させないというルールは、安全研究推進の足かせとなるのではないか。
 - ✓ 受託事業を行う上で、中立性・透明性確保の観点から、外部から疑義の生じないように対応することが重要ですので、現時点では認めないこととします。

14

Q & A 2

- 「規制支援に直結する」の意味が分からない。「規制支援に直結しない受託事業」とはどのようなものか。
 - ✓ これまでにその実績があるわけではありませんが、海外調査や文献調査といった内容の場合が考えられます。
- 再委託を行う場合については、どのようなことに留意すべきか。
 - ✓ 再委託先の従事者が当該受託事業と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業や契約業務に従事する場合には、当該再委託先の従事者を原子力規制委員会からの受託事業に従事させないことが必要となります。
- 再委託先の人に従事できないのは、事業者から業務を受託している期間に限るのか。
 - ✓ 原則として、同じ期間に受託されている場合を指します。

15

Q & A 3

- 請負作業の競争入札において、事業者から受託している業者と契約できるか。（公告時に何か制限を付与する必要はあるか。）
 - ✓ 請負作業の発注においては、事業者等との契約は可能です。ただし、仕様書において、本件が原子力規制庁からの受託事業契約に基づくものであることを明記し、必要に応じて作業内容の監査が可能となるようにすることなどを記載する必要があります。
- 「利益相反が生じる技術課題」とはどのようなものか。
 - ✓ 事業者側と規制側とで、同じ技術課題が挙げられており、事業者等からの資金提供を受けている場合、規制側の同じ課題に関する研究を行うことは、利益相反に当たります。例えば、原子力施設の特定技術にかかわる研究課題を対象とする場合が該当します。

16

Q & A 4

- 機構内の規制対象施設の管理には、どの程度関与できるのか。
 - ✓ その施設の規制に係る申請等に従事する場合は、その担当課に兼務する必要があります。また、その兼務先での申請業務に必要な研究成果を得るような受託事業には、本務部署でも関わられません。
- 受託事業に関する規制対象施設はどのように取扱えばよいのか。
 - ✓ 各センターが業務の実施に係る条件等を提示した上で実施するという条件で、当該施設の管理部署が原子力機構の規定に基づき運転等を行うことができます。
- 個別に審議会に諮る場合、どのような段階で諮るのですか。
 - ✓ 相手方と契約をする以前であることが必要であり、そのような事項を検討している段階が望ましいです。
- 規制支援審議会においては、本ルールに関連して、どのような事項の審議が行われるのか。
 - ✓ 受託事業の実施体制や状況について、本ルールに沿った自己評価を示した上で、その内容が適正であるかどうかについて確認が行われます。

17

Q & A 5

- 透明性に関して、データ管理計画に沿っていれば良いですか。
 - ✓ データ等のトレーサビリティについては、そのように考えられます。それに加えて、データ等の評価を事業者とは独立して行うことも重要です。
- 資源エネルギー庁の委員会への参加は認められるのか。
 - ✓ 専門家として検討会等に参加し、コメントすることは問題とないと考えられます。外部兼職の手続き時に研究計画調整室へ確認ください。
- 資源エネルギー庁事業への協力において、「専門家として参加し、コメントする」とあるが、もう少し具体的に説明が欲しい。
 - ✓ 一般的に、エネ庁から外部機関への委託事業において、その事業内容に係る有識者検討会が設置されます。その検討会の場に有識者委員として参加することを意味しています。
- 運営費交付金による共同研究について、事業者等と契約することは可能でしょうか。
 - ✓ 可能です。機構の共同研究契約の手続きに沿って進めてください。

18

Q & A 6

- 当研究所の業務全般に対する中立性に関する取組も示すことを期待。
 - ✓ 原子力事業者等からの受託業務や、共同研究の実施に関してはすでに述べたとおりですが、それ以外の対外的あるいは機構内の被規制部署との関係に関しては、当研究所の実施する安全研究の効率的・効果的な遂行や、社会的な価値の創出という目標を念頭に、原子力事業者等との関係で利益相反を生じないことが大原則となります。
- 原子力規制委員会/原子力規制庁以外の受託（内閣府等）でもこのルールが適用されるのか。国外でも同様なルールが適用されているのでしょうか。
 - ✓ 他省庁等からの受託に関しては、規制支援に直結しない場合は、このルールを遵守する必要はありませんが、その受託事業にかかわる利益相反には留意する必要があります。国外においては、例えば米国のDOEとNRCは、協力に関する覚書を交わしており、共同で研究結果の評価を行わないことなどが定められています。